

## 社会福祉事業従事者研修受講料に関するポリシー

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する社会福祉事業従事者研修（以下「研修」という。）の受講を希望する方は、あらかじめ「社会福祉事業従事者研修受講料に関するポリシー」（以下「ポリシー」という。）に定めた内容を確認し、ご了解いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

### 1 趣旨

本会が実施する研修の受講料について、必要な取り扱い事項を定めます。

### 2 取り扱いの同意等

- （1）受講希望者は、本会研修システムを利用し、予め付与した事業所 ID とパスワードにより研修申込をしてください。
- （2）受講希望者が、研修申込をした時点で、本ポリシーに定めた全ての項目に同意したものとします。

### 3 受講料等

- （1）該当する研修ごとに定めた受講料を、指定された期日までに支払うことで、受講者として認定します。
- （2）受講料以外に必要な費用が発生する場合には、請求に基づき受講料と併せて支払うものとします。

### 4 受講料の支払方法

- （1）研修申込締切後、本会から申込者あてに請求書をメールで通知します。
- （2）受講希望者は、請求書の下部にある「振込予定報告」に必要な事項を記入のうえ、FAX で本会あて提出した後、振込期限までに受講料を ATM 等でお振込みください。
- （3）研修受講料等の支払いにかかる手数料は、受講希望者がご負担ください。

### 5 受講キャンセル

- （1）受講者は、受講決定後、キャンセルすることができます。
- （2）受講者が、本会にキャンセルの意志を伝え、本会が承認した時点でキャンセルが成立します。
- （3）キャンセルした場合、別紙「キャンセル料の取り扱い」に基づきキャンセル料が発生します。
- （4）受講料の返金がある場合、「キャンセル料の取り扱い」に基づき返金いたします。
- （5）一旦振り込んだ受講料を、別の研修受講料に振替えることはできません。

### 6 免責事項

本会の都合で研修を中止した場合、受講料以外の損害等本会はその賠償の義務を負わないものとします。

### 附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## ◇キャンセル料の取り扱い◇

ポリシー第5項により、申し込んだ研修をキャンセルする場合、以下のキャンセル料が発生します。返金は、受講料金からキャンセル料と振込手数料を除いた金額を返金します。

## 【受講者からのキャンセルの場合のキャンセル料】

注) キャンセルのご連絡がない場合は出席扱いとし、受講料は返金しません。

研修形態 \ 時期	研修申込締切まで	受講料振込後から 研修当日・配信開始日当日
集合型研修	キャンセル料はありません	連絡があった場合は受講料の50%
ライブ配信 (当日のみ配信)	キャンセル料はありません	受講料の100% (返金ありません)
録画配信	キャンセル料はありません	受講料の100% (返金ありません)
併用研修 (新任研修等)	キャンセル料はありません	受講料の100% (返金ありません)

## 【本会が開催中止した場合】

本会の都合により研修を中止する場合、振り込まれた受講料は全額返金します。

原則として、返金日等の案内は社会福祉事業研修システムのトップページ及びメールで行います。

なお、研修当日、講師の急病や事故など不測の事態の発生により連絡できない場合があります。

## 【返金方法】

受講料金の返金については、キャンセル成立後、指定した日までに振込口座を本会あて連絡された場合に限ります。

①本会から、受講者あてにメールで口座振込依頼書をお送りしますので、指定した期限までに返信をお願いいたします

②本会からの返金は、指定された事業所口座にお振込みいたします。(原則、個人口座には返金できません。)

③原則、本会で口座を確認した翌月末の振込みとさせていただきます。

④本会都合による開催中止や日時の変更の場合を除き、受講者の都合によるご返金のお振込み手数料は、受講者のご負担とさせていただきます。